平成２４年（フ）第５１３号
東京都小平市花小金井５丁目27番17号第２富士見荘１－Ａ
破産者　板井　富子
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５１４号
東京都小平市花小金井５丁目27番12号第３富士見荘１－６
破産者　板井　澄子
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８１号
横浜市西区楠町18番地４小池ビル
破産者　株式会社アイシーエス
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３５号
神奈川県鎌倉市寺分１丁目６番４号
破産者　有限会社共栄営繕工業
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２１９号
神奈川県大和市柳橋５丁目９番地の８
破産者　阿部精螺有限会社
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４号
相模原市南区磯部1341番地２
破産者　相模環衛株式会社
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７３号
岐阜県瑞穂市古橋1533の２　田中久代方、開始決定時の住所岐阜市本郷町４丁目42番地２
破産者　小坂　真理（旧姓安東）
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５４８号
愛知県西尾市小焼野町南川41番地
破産者　株式会社輝電気設備
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
愛知県西尾市今川町埋池２番地３
破産者　中部建設株式会社
１　決定年月日　平成24年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２１１号
埼玉県本庄市東台４丁目３番２―202号、破産手続開始決定時の住所埼玉県本庄市中央１丁目６番28号
破産者　長谷見賢治
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２１２号
埼玉県本庄市東台４丁目３番２―202号、破産手続開始決定時の住所埼玉県本庄市中央１丁目６番28号
破産者　長谷見久子
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４６９号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形940番地５
破産者　齋藤　享弘
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５２５号
埼玉県深谷市常盤町71番地49
破産者　今村　　広
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７７号
埼玉県羽生市南羽生１―９―５、住民票上の住所埼玉県羽生市南羽生２丁目27番地５
破産者　澤田　由徳
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４号
静岡市駿河区中田４丁目９番30号　サンセールパイン203号、前住所静岡市駿河区大坪町６番19号
破産者　長田　　進
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６号
静岡市駿河区丸子新田454番地　ラ・セジュール202号、旧住所静岡市駿河区手越92番地の１　エバーガーデン手越403号
破産者　江藤　敏雄
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１号
滋賀県長浜市口分田町761番地
破産者　中尾百合子
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
滋賀県長浜市富田町245番地
破産者　川崎太兵衛
１　決定年月日　平成24年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第８３２号
札幌市手稲区稲穂１条６丁目19番３号
破産者　伊藤　　明
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７０号
北海道小樽市最上１丁目33番７号、開始決定時の住所札幌市豊平区中の島２条４丁目２番３―406号
破産者　松下　幸史
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部